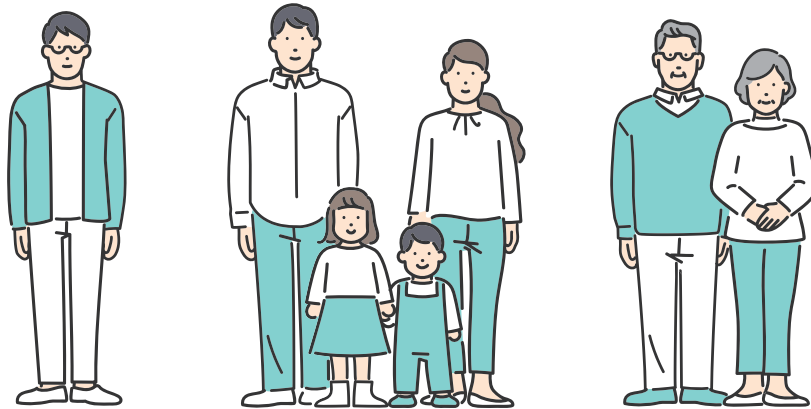




新型コロナウイルス流行中のこころの健康維持について

新型コロナウイルスの流行により不安やストレスを抱えていませんか



ちょっとお話を聞いてもらいたい、気になることがあるので専門の方に相談したいことがある、そんなときは気軽に相談窓口にご相談しましょう。

■相談窓口の一覧

まもろうよ ころ (厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



支援情報検索サイト (厚生労働省) <https://shienjoho.go.jp/>



■お金、仕事、住居、DV等、生活に関する悩みの相談窓口

全国自立相談支援機関 相談窓口一覧 (厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>



新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し生活に困窮する方へ (厚生労働省)
<https://corona-support.mhlw.go.jp/>



困りごとに対する支援策が探せる 支援情報ナビ (内閣官房)
<https://corona.go.jp/info-navi/>



DV相談+ (プラス) (内閣府) <https://soudanplus.jp/>



ストレス解消法

運動
ストレッチ



呼吸法
ヨガ



生活リズム
を整える



友人や
家族と
話をする



今の
気持ちを
書いてみる



音楽を聴く



笑う … 等々





調査結果から

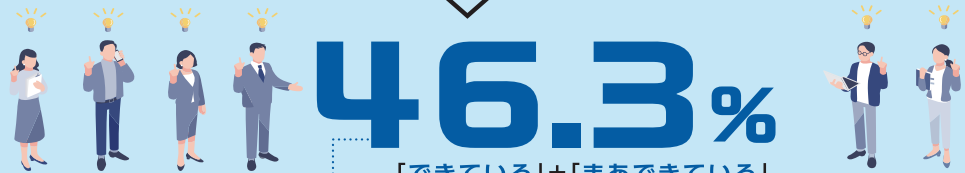
手洗いやマスク着用等の予防行動

家族や友人に話をする

運動などで身体を動かす

など

不安やストレスを解消するために何らかの行動をしている人のうち、
ストレスを解消できている人が



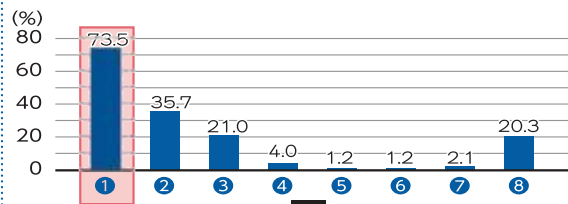
46.3%

「できている」+「まあできている」と回答しています。

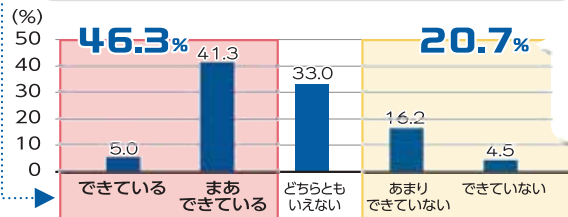
調査結果グラフ

不安やストレスを解消するためにしたこと・していること

- ①手洗いやマスク着用等の予防行動
 - ②スマートフォンやインターネットを使って情報を検索
 - ③家族や友人に話をする
 - ④家族や友人以外の身近な人(会社の上司や学校の先生等)に相談
 - ⑤匿名の相談窓口(電話相談やSNS相談等)に相談
 - ⑥行政の相談窓口を利用
 - ⑦医療機関などの専門家に相談
 - ⑧運動などで身体を動かす
- ※複数回答可



これらの解消方法を行った人の約半数が、不安やストレスをうまく発散・解消できていると回答。



ストレスを解消できていない人 **20.7%**

■新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口
県が設置しているコールセンターです。(24時間対応・土日祝含む)



名称	電話番号	備考
受診相談センター	089-909-3483	かかりつけ医がない 体調の悪い方
一般相談窓口	089-909-3468	一般的な相談

■新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ

- 接種券発送時期：3月下旬(予定)
- 接種費用：無料
- 送付対象者：65歳以上の方(予定)
- 接種回数：2回
- 接種の順番：①医療従事者等 ②高齢者 ③基礎疾患のある方 ④その他の方



※③④に該当する方への接種券の発送は4月以降の予定です。
※接種に関する情報は分かり次第、町ホームページ等でお知らせします。
※こちらの情報は2月中旬現在の情報です。変更の可能性がありますのでご了承ください。

■新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

町ホームページに新型コロナウイルス感染症関連のお知らせを掲載しています。

問：保健福祉課 電話：72-1212



愛南町
ホーム
ページ

締め切りは
3月末です。
申請はお早めに！



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染拡大の影響で売上げが減少するなど、影響を受けている事業者の皆さまに対して、町が行う支援施策を再度ご紹介します（R3.2.17 現在）。なお、申請書等の必要書類は商工観光課にあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

1. 持続化応援一時金（国の持続化給付金の対象にならない方向け）町

対象	農業、漁業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種で、町内で事業収入（売上げ）を得ている中小法人等（医療法人・NPO 法人等を含む）・個人事業者
交付額	以下の計算方法で得られる差額を交付額とする。 ※ただし、中小法人等は 50 万円、個人事業者は 30 万円を上限とする。
計算方法	（前年の連続する 3 カ月の事業収入（売上げ）合計）－（本年の対象月を含む同連続する 3 カ月の事業収入（売上げ）合計） ※昨年創業した事業者について、算定の特例あり
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に事業所または住所等がある。 ・令和 2 年・令和 3 年のうち任意のひと月において、前年同月比で事業収入（売上げ）が <u>20% 以上 50% 未満</u> 減少した月がある。
必要書類	<p>ア. 交付申請書 イ. 町税等の滞納がない旨の申出書 ウ. 交付請求書 エ. 令和 3 年または令和 2 年と前年の事業収入（売上げ）を確認できる書類の写し（税申告方法により違いあり）</p> <p>本年：下記①または売上台帳など 前年：法人…下記②と③ 個人事業主（青色申告者）…下記④と⑤ 個人事業主（白色申告者）…下記①と④ 個人事業主（住民税申告者）…下記①と⑥</p> <p>①事業収入（売上げ）比較表（町様式） ②確定申告書別表一 ③法人事業概況説明書 ④確定申告書第一表 ⑤所得税青色申告決算書 ⑥住民税申告書</p>

3. 中小企業者経営安定化支援金と重複して受給できません。

2. 賃貸料・固定資産税相当額補助金（商工業者向け）町

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に事業所がある。 ・売上げが前年と比べて、1 カ月以上にわたり <u>20% 以上</u> 減少している。 ・製造業、卸売業、小売業、サービス業、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた業種
内容	<p>「賃貸料」または「固定資産税相当額」を助成（上限 15 万円） ※いずれも店舗・事務所の 3 カ月分 住宅等と併用している店舗・事務所の場合は、該当の面積部分で算定</p>
必要書類	<p>ア. 交付申請書兼実績報告書 イ. 町税等の滞納がない旨の申出書 ウ. 交付請求書 エ. 賃貸料の場合…賃貸契約書の写しと賃貸料領収書の写し（直近 1 カ月分） 固定資産税相当額の場合…令和 2 年度固定資産税課税明細書の写し オ. 令和 3 年または令和 2 年と前年の売上げを確認できる書類の写し（持続化応援一時金と同様）</p>



事業者向けの支援施策でご不明な点があれば、商工観光課（電話：72-7315）にお気軽にお問い合わせください。



3. 中小企業者経営安定化支援金（商工業者・農林水産事業者向け）町

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に事業所または住所がある。 ・事業収入（売り上げ）が前年と比べて、1カ月以上にわたり <u>15%以上</u>減少している。 ・国、県等が新型コロナウイルス感染症対策のため創設等した次の融資制度を利用している。 <ul style="list-style-type: none"> ア. セーフティネット保証4号および5号 イ. 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ウ. 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 エ. 小規模事業者経営改善資金融資 オ. 衛生環境激変対策特別貸付 カ. 危機関連保証 キ. 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金 ク. 農林漁業セーフティネット資金 ケ. 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） コ. 経営体育成強化資金 サ. 農業近代化資金 シ. 農業経営負担軽減支援資金 ス. JAバンクえひめ新型コロナウイルス対策資金 セ. 漁業近代化資金 ソ. 災害緊急資金 タ. JF マリンバンクコロナ対策長期資金 チ. 母貝養殖緊急対策資金 ツ. 真珠共販仮払資金
内容	融資額の1/3（上限50万円）を1回限り給付
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ア. 交付申請書 イ. 町税等の滞納がない旨の申出書 ウ. 交付請求書 エ. 対象の融資制度を利用していることが分かる書類（借用証書の写しなど） オ. 令和3年または令和2年と前年の事業収入（売り上げ）を確認できる書類の写し（持続化応援一時金と同様）

1. 持続化応援一時金と重複して受給できません。

4. 新型コロナウイルス感染症感染防止用品補助金（商工業者向け）町



要件	・町内に事業所がある。
内容	<p>マスク、消毒剤等の購入費用の1/2（1事業所当たり上限5千円）を1回限り助成</p> <p>※愛南町商工会を通じてマスクを購入された方は、すでにこの助成制度を利用していますので対象外です。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ア. 交付申請書兼実績報告書 イ. 町税等の滞納がない旨の申出書 ウ. 交付請求書 エ. マスク、消毒剤等を購入した領収書の写し

新型コロナウイルス感染症対策 公的機関による個人および事業者向け支援施策

新型コロナウイルス感染症対策として、国や県、町、社会福祉協議会などの公的機関が行う支援施策を、個人向けと事業者向けに分類して町ホームページに掲載していますのでぜひご覧ください。

なお、すでに実施が終了している施策もありますのでご注意ください（その場合は終了した旨を掲載しています）。また、支援施策ごとに担当窓口（問い合わせ先）が異なりますので、当該ホームページでご確認ください。



新型コロナウイルス対策支援

> 個人への支援施策

> 事業者への支援施策

個人向け



愛南町
ホーム
ページ

事業者向け



愛南町
ホーム
ページ